

第二十六回国会
衆議院
内閣委員會議録 第十一号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 福井 順一君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君

田村 元君

船田 中君

栗山 博君

飛鳥田 一雄君

木原津 興志君

西村 力弥君

出席國務大臣

外務大臣 岸 信介君

國務大臣 小瀧 彬君

出席政府委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(人事局長)

委員外の出席者

外務事務官(大臣 後宮 虎郎君)

官房総務参事官 専門員 安倍 三郎君

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○相川委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和三十三年二月二十八日

案の両案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を続行いたします。淡谷悠藏君。

○淡谷委員 長官にお尋ねいたしますが、この前から引き続き審議しております自衛隊の死の行進に関する問題なんです。

実はその晩に呉市の周辺の黒瀬町乃美尾という場所のある薬局店の前の電柱に自衛隊員が縛られて、非常にひどい目にあつておつたといううわさが立つておりますが、長官は何かお聞きになりましたかどうですか。

○小瀧國務大臣 新聞に報道せられた、あの読売新聞に出た記事のことだろうと思いますが、それについては、さうすぐ私どもの方でも調査いたしました。これは、行進をいたしました状態についてだれかがいろいろ調べに行かれたところが、だれかと申しましたも、向うの名刺を見ますと、共產党の何かの方と社会党のやはり委員のいろいろ事情を聞かれたそうです。それでそのおぼあさんは、電柱に爬れてすがつておるのを、あとでジープに乗せてやつたのだそうですが、その状態を見られて、これは電柱に縛られておるものと誤認されたようでありまして、しかし実際を調べてみますと、もちろん行進中であつてそんなことをしようはずもないし、事実背のうを負つておられます、背のうの帯が後へ下つておるので、そういうように御老人が誤認せられたようでありますけれども、

も、この点はだれが老人にそういうことを聞きに行かれたかもわかつておりますし、またそれが認識違いであつたようであるということも認めておられるのであります。この点は私もその方でもよく調査いたしましたので、そういう事実はなかつたということを確かめた次第でございます。

○淡谷委員 これは新聞記事によるものだけではございませんので、実は私の方にも直接いろいろな投書が参つております。また地元の方の連等を通過して調べてみますと、長官が今おっしゃつたような事実はかなり食い違ひがございます。なお目撃いたしました者は、あなたのおっしゃるおぼあさんだけではないで、すいぶんたくさんの方が見てゐる。これは、縛つたことを背のうのひもと間違ふような時刻でもなければ、また状態でもなかつた。午前十時ごろですか。一体その通りました部隊はどういう部隊でございましてか、一つ御説明願ひたい。

○小瀧國務大臣 詳細につきましては、人事局長が報告を参つておりますから、済みませんがあとで御報告いたさせます。

○淡谷委員 今はお持ちになつていないですね。

○小瀧國務大臣 今すぐ人事局長が参ります。私は大体今申し上げましたような事実を承知いたしております。

○加藤(陽)政府委員 お答えを申し上げます。

だいしまでにわかつておりますところによりまして、このような状態になつております。第七連隊の第二大隊の川本士長が、新聞に報道してあります場所を通りかかりました際に落伍しうになつておりましたので、川本士長にロープを持たせまして、同僚の隊員が前から引つぱつておつたのださうでございます。その際、問題の電柱の約百メートルくらい手前で、引つぱつていく隊員に川本君がもういいから放してくれと言ひましたので手を放しましたところ、川本君が倒れてしまつた。

その後さらに起きまして行進を続け、問題の電柱の付近まで参りました際に、川本君が急に電柱の方に寄りかかつてしまひましたので、今まで引つぱつておりました隊員の連中も相当疲れておつたし、川本君が倒れては困ると思ひまして、倒れないように、持つておりましたロープで川本君を電柱に交差をした。十字になるようにうしろから電柱に結びつけた。そのとき同僚の隊員が川本君の顔を見ますと、前よりも顔が青かつたので、元氣づけるためにヘルメットの上からしかりせいと川本君をたたきながら薬を飲ませまして、その後、後方から来たジープに川本君を乗せて行進を続けた。こういうふうになつております。

○淡谷委員 今の報告を聞きますと、長官の受けた報告とはだいぶ違つていふやうであります。縛つたのか交差をしたのか知りませんが、少くとも電柱になわをもつてささえたことだけは事実らしい。しかも、地元民が見るに見かねまして、なま卵でも持つていって飲ましてやつたら少しでも元氣がつくかといつてなま卵を持つて飲ませに行つたといふことがはつきりしてゐる。しかもそのときは、その川本君が何か知りませんが、自衛隊の隊員がぐつたり首をうなだれておつて、吸う元氣も何もなかつた。今の報告によりまして、青竹をもつて鉄かぶとをなぐつて激励したとか、あるいは電柱にロープをもつて交差して倒れないようにしたとか、かなりひどいような待遇になつておりますが、この点は一体どうなんであります。もしこういう事実があつたとした場合に、一体これは訓練として適正であつたかどうか、この点について長官はどういうようにお考えでございますか。

○小瀧國務大臣 非常に申しわけないのですが、今のは昨日来た第四報というのでわかつたのださうでございます。私、私がその前に聞きましたのは、先ほど申しました通りでありまして、その点は、今来しました人事局長の報告によつて訂正いたします。

前から申し上げておりますように、どうも行き過ぎがあつた、目的は激励のためかもしれないが、実施に當りまして、全般的状況から判断いたしましたもつて認めてゐるところでございます。参りますし、こういう事実がはつきりした処分しなければならぬという考

えて現に地方の事実も集めておりますので、その点を検討している次第でございます。

○淡谷委員 さっきの御答弁によりますと、調査に行つたのが社会党もしくは共産党の人である、おぼあさんの口からいかげんなうわさを聞いたのだらうといったような調子が強かつた。大体そんなことでは、この問題の的確な調査はできないと私は思う。これは社会党員が調べようが、共産党員が調べようが、それ以外にも地元のごく素朴な人々が現在生きていて見ている、その状態に残酷なものがあったので、とても見ておられないでなま卵を持つてそばへ行った、こういう事実がありますと、これは長官、黙って放置しておけるような事案じゃございません。

一体このような手きびしい訓練が、あるいは激励が行われるというのは、何か自衛隊の訓練の方法に旧日本の軍隊を思わせるような訓練の方法、また旧日本の軍隊を理想としてたたき上げるような精神が入つておるのかどうか、訓練の根本的な方針について御答弁願いたいと思う。もしもこういう訓練をもつて当然のことである、たたき上げるのがほんとうの訓練の仕方であるといつたようなことがありとすれば、今後もうこういう事案が出てこないとは言えないと思う。その点、一体根本的にはどうなんですか。

○小瀬田委員 詳細の訓令なり、教育局の、本庁の方で考えておりますことは人事局長から述べさせたいと思いますが、すでにこれまでも陸幕の方に對して指令しておる訓練実施に関する示達を見ましても、決してそういうことをやるのではなく、あくまで隊員の

修練に努める、そしてまた訓練の実施についても詳細なる注意を与えておりまして、決して旧軍がやつたようなことをやれというのではなく、実際の指示をいたしまして、そういうことのないように努めて参つておるのであります。今御指摘のような事実がありまして、これは全く防衛庁の当局の考へております方針に反するものでありますから、その意味において事実調査の上十分な処断をして、われわれの考へておるところがどこにあるかということも、十分隊員に徹底させたいと考えておる次第でございます。

○淡谷委員 もちろん旧日本の軍隊のような構間に近い訓練方法はとらるべきものではないということにはつきりしておりますが、ただそういうふうな基本方針がはつきりしておるならば、今度の事態というのは全くこれは許すべからざる残酷な行為でありまして、地元の見え人々がどういふふうな感じをもつて見たかということは一ここに中部日本新聞の二月二十五日の記事がござります。「電柱にしばり殴る」という表題がついておりました。

「目撃者は広島県賀茂郡黒瀬町乃美尾、農業川端静人さん(六四)で、行軍の日の二月六日午前十時ごろ意識不明で死人のようになった若い隊員を四、五名の隊員がロープでひっぱつてむりやり歩かせ、その隊員が川端さん方前の電柱に倒れかかつたと、一人の隊員がひっぱつていたロープでその隊員の身体を電柱にしばりつけ、しつかりし、とゲンコツで頭を四、五回なぐつたり、腹のあたりをこづいたりしていた。

また静人さんの長男照美さん(二六)は「頭をこづいたりしているうち号令をかけていた班長らしい隊員がうしろからその隊員のふくらはぎを一回けりつけた。その後ぐつたりしている頭を上げマブタを調べていたが、もういいからジープに放り込め、とちやうど荷物を積んで通りかかったジープに両ざらしのままその隊員を投げ込んでいった」という。

また母親いえさん(五〇)は「口もきけず頭もぐつたりおとして死人のようになっていた。私の息子も戦死しているもので、この人の家族のことなど考えた涙が出て顔をそむけた」とその暴行ぶりを証言している。

川端静人さんの話、
「口もきけず死んだようになっていゝものに気合を入れるのだからむちゃだ。雨ざらしのジープに投げ込まれたがその後さした救急車には元氣なもののばかり乗つていたと近所の人たちが非難していた。」
これは決してためにする調査でもなければ、ためにする非難でもないと思ふ。あなたはどうか考へにならうとも、今、自衛隊の内部での相次ぐこのように残酷な訓練方法がはつきり人目にさらされているのです。隊内ではありませぬ。人目にさらされた場所で行われておつた。これは早急に取締られるとかいふ問題ではない。少くとも人命に関するような訓練方法、これは一体殺人あるいはその他の刑事事犯に触れないものであらうか、長官の考へはどうですか。

○小瀬田委員 檢察当局とは緊密に連絡をとりまして、すべて調べた事實は向うにも提供いたしまして、目下檢察当局の決定を見るように連絡を續けておる次第でございます。

○淡谷委員 もし現在のままのような構間に近い訓練方法が續けて行われた場合、もとの日本の軍隊でやつたように、隊内のことは隊内で始末をするといったような調子で、一般の刑法の適用から除外されるおそれがないかどうか、これは一体どうなんですか。

○小瀬田委員 そういうことは絶対に考へておらないのであります。司法警察官と同様の資格を持つておる警務隊の方で取り調べたものにつきましては、檢察当局の方でそれによつて審査していただく決定をしていただくかと思つておりました。決して自衛隊内のことであるから、刑法に觸れるようなものもこれをこそこそこへ隠しておこうというふうなことはなく、むしろ最初から檢察当局の方へ連絡をとりまして、相当行き過ぎたものがあるやに私も私、感じましたので、その辺については決してそういう疑惑の起るようなことのないように取り計らつておる次第でございます。

○淡谷委員 少くとも訓練の名において、このような乱暴な、しかも残酷な傷害行為であるいは殺人行為までが行われていゝというのは非常に嘆かわしい実情なのであります。この点は一長官においても嚴重に、しかも早急にお取り調べ願ひたいと思ふ。なおあなたの方のお取り調べの結果が私どもの方と相一致しなければ、私も現狀を視察するなりあるいは証人を呼ぶなりして、この問題はうやむやに葬らな

いようにはつきり調べていきたいと思ふ。

○小瀬田委員 この問題については、前にもございましたが、これくらいは当然だといつたような考へ方が自衛隊の幹部の中にはあるやうであります。一体自衛隊の幹部の中に、訓練の方法についてこういうふうな事態の起ることを予想して、それでもなおかつよろしいといったような思想があるのかないのか、その点はどう考へになつておりますか。

○小瀬田委員 私は絶対にそういう考へを持つておる幹部はないと信用いたしております。あるいは表現が下手かも知れませんが、それは非常に遺憾であります。今、幹部はいずれもこの不安の感じをお与へしたことを遺憾に思つておるのでございます。そういう考へる者は絶対にないはずであります。またこの前も申しましたように、私も近く直接個人的に会つてよく私の氣持も伝えた方が、よりよく私どもの趣旨を徹底せしむるゆゑんであらうと考へまして、地方におります幹部には上京してもらつて、ひざを交えてよく私の趣旨を徹底させたいと考へておるやうな次第であります。

○淡谷委員 この問題については、同僚の飛田委員からも、いろいろな資料をそろえて質問するつもりでございますが、私は、最後に長官に、やはりこのやうなことは早急、時を移さず、嚴重なお取調べを願ひたいと思ひます。

○飛田委員 淡谷君の質問に関連いたしまして、この死の行進の問題につ

というふうなことはないことを信じておられます。

○飛鳥田委員　善意で人が二人も死んでしまうほどの行動を行うというようなことが、一体良識人としてのあなたに、あるいは長官、次長の方々に御信じになれるでしょうか。私は言葉をこころでもてあそぶことは慎しみたいと思います。善意が余って人を殺す、このようなことをそう簡単に私たちがやりとりしてよいものかどうか、はなはだ疑問にたえない次第であります。善意であつたかもしれない。だがしかしその善意がかような重大な結果をもたらしたとするならば、これは重大な反省をしていただかなければなりません。

総理大臣がお見えになりましたので、この問題を簡単におしまいにいたしますが、続いて読み上げてみますと、「行軍中にも地方の人々が皆泣いてがんばれがんばれと言ってくれたときほど元気づけられたときはありません。」こう述べられておるのであります。兵隊さんが行軍をしていく、それを見送るあるいはそれを見る人々が、泣くなどというようなことは通常あり得ないことです。これから戦地でも行つて、この人は再び戻つてこないのかも、泣くかもしれない、こういう状況にあれば人は泣くかもしれません。しかし普通の行軍の状況の中で、地方の人々がみんな泣いて、がんばれがんばれと言ってくれた、こういう状況というものは、どんなにおそろしい地獄図絵であつたかと私たちは想像いたしますと、身ぶるいがいたします。今もあなたは善意でほほをなやつた、それが暴行と受け取れるようなそのときの見ようが問題だ、こういうふうにおつしやつたのであり

ますが、その状況はこんなにも残酷なものです。一体これで人権を尊重する自衛隊であるのか、私は疑わざるを得ないと思います。こういう点について、もつとよくお調べをいただきたい、再度御報告をいただきたいと思ひます。

総理大臣もお見えになりましたので、あまりお待ちを申し上げるのも恐縮でありますから、私の質問を終ります。またこの手紙はあなた方に実はこのままお見せしたいのです。ではあります、これを見せ下さいましたお父さんが、私たちに本人の進級とか、成績に影響を及ぼすようなことがないようくれぐれも御配慮のほどをお願いいたします。と述べられておりますので、この隊から両親のところへ送った筆者の名前をあなたの方に見せするわけに参りません。はなはだ残念であります。しかしこれは事実です。敢然たる事実であります。この国会のあなた方は無視をして、この国会の中でどんなにきれいな言葉をお述べになられようと、言葉をもてあそばせようと、やがてこの事実を突き上げていくに違ひありません。どうぞここのところと素直な気持ちになつて、事実をお調べになり、反省すべき点は反省していただきますようお願いいたします。以上であります。

○相川委員長 外務大臣がお見えになりましたので、両案に対する質疑は後刻続行いたします。

○相川委員長 次に外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。前会の委員会にお

きましては、政府委員に対して質疑を行ったのでありますが、本日は特に外務大臣が出席いたしましたので、外務大臣に対する質疑を行うことといたします。

なおこの際委員各位に申し上げますが、外務大臣は他に所用がありますので、三十分程度しか在席できませんので、この点も含みおきの上質疑をお願いいたします。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 外務大臣にお伺いいたします。前会の委員会におきまして、私は原子兵器の持ち込みの問題についてお伺いをいたしましたわけですが、将来にわたつても、全国民の意思であると思うから、原子兵器の持ち込みは断然拒否するということを明確にお答えになられませんか。私はそれに対して、一応敬意を表したわけですが、いいます、新総理岸さんの意向というものが、各閣僚あるいは外交官の諸君のいろいろの言動の中に実際に生かされておるかどうかという点で、疑問が出てきたわけでありまして、その一つは、やはり先会の委員会でも小瀬長官に私が尋ねたときでございましたが、どうも実際に防衛を直接担当する責任者である小瀬長官の答弁は非常にこの点不明確でございました。かりに速記録の若干を申し上げると、「原子弾頭とかあるいは原水爆」といふものはこれは場合によつて防衛的に使われる場合もあるでしょう、それを防衛に使用せよと大きな効果を發揮することができまゝるから、その場合においては防衛のためのものであるということも言えるのであります。こういうふうなことを言われておたり、あるいは「もち

ろんそのときの情勢による場合もありましようが、」というふうなことを言つておられたり、とにかく状況次第ではどうかかわらぬというふうなことを再三私の質問の中で述べようおられる。この点について私は当時岸臨時総理とこの小瀬長官との意見の食い違いというふうなものを、石橋総理にお伺いしようと思つておたりたのでありますが、今度岸さんが直接総理になられたので、私は総理に直接お尋ねするわけでございます。どうも防衛庁長官の答弁というものが明確を欠く、そう思つておりましたから、今度は国連の沢田代表がやはこの明確な答弁の線に沿つた行動をしておらないのじゃないかという疑問を持ち出したわけですが、御承知の通り、去る一月の十八日に国連の沢田代表がノルウェー、カナダと共同いたしました、核実験の登録制度確立の問題というのを提案したしております。登録制度であるという点と何であらうと、核実験をやるといふことについて私は問題があると思う。少くとも岸総理の考え方というものは国民の意思というものを、国会における決議というものの、これは登録しようといふと、実験なんかやつたら困るという考えに私は貫かれておると思う。それをいかなる権限をもつてなされておるか知りませんが、登録制度を提案するといふようなことは、これは明らかに政府の意思に沿わない、しかも国会の決議に反する行為である、国民の意思を裏切るものである、このように考へておりますが、この点一つ御説明願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 原子爆弾や原子弾頭等の問題につきまして、これを日本に持

ち込むということは、たとえアメリカの駐留軍の場合においてもそういうことは断わる、私ははっきり断わるというのを申し上げております。また日本の自衛隊におきましても、いろいろ進歩した兵器は研究しなければならぬ。そこでいろいろ新しい兵器も研究するけれども、原子爆弾や原子弾頭の問題はこれは別であるということもはっきり申し上げました。また沢田君が国連においてあの提案をなしたことは、これは核実験を禁止するというのが日本国民の意思であり、われわれの念願である。現在の国際情勢から見ても、これに到達する第一歩としてこれを提案したのである、これが究極の目的でもなければ、登録さえすればこの実験を幾らでもやってもいいということとを前提としておるものではないということとを私は申し上げたのであります。またクリスマス島におけるイギリスの実験に対しまして、私は再度抗議をいたしました。したが、さらにその抗議の最後には、どうしてわれわれの希望を無視して、要求を無視してやる場合においては、それから生ずるところの損害については、一切英政府がこれを負担すべきものであるということをつけ加えしたのであります。これも損害賠償を取りさえすればやってもいいということとを認めたのじゃないかというふうな質問された方もありましたけれども、私はそういう意思じゃない。つまり一貫してこの問題に関しては、日本国民の意思もきわめてはっきりしておる問題であり、従つて政府としても私は一貫して、はっきりした態度でもって今日まで答弁もいたしておりますし、ま

た岸内閣としてはその方針ですべてを貫くつもりであります。

○石橋(政)委員 核実験を管理するといふようなことが、一体どういふことを具体的に意味するのか私にはわからないのでございますが、そういうものが確立すればある程度前進であるといふ点に疑問があるわけですが、現に国連の中において核実験に反対だといふ勢力が全然ないとするならば、そういう考えもあるいは出てくるかもしれません。しかし御承知の通りソ連あたりは明確に核実験は禁止すべきであるといふことを提案しておる。そうしますと、死の灰の被害はもろんでござい

ますが、原水爆の被害を受けた唯一の民族である日本が、後退した形で新たな提案をするといふことは、私は決して前進を意味しないと思ひます。あまりにも政治的な考慮を払われ過ぎるんじゃないかと思ひます。国会におきまして決議されたものも、私は決してそういう巾を持ったものじゃないと思ひます。全会一致でやつておるといふのは、これはソ連のものであらうとアメリカのものであらうと、イギリスのものであらうとみんなお断わりするんだ、何しろ原水爆あるいは原水爆の製造実験その他中止というふうなことにしては、もう政治的な考慮なんかめづらず余裕はないんだ、とにかく反対なんだと言つてゐる。それを忠実に国連のこの会議外交の中で戦ひ取らうと思へば、ソ連の提案であらうと何であらうと、私は原水爆の実験絶対中止だといふ、そのことに同調すべきであつて、何か中間的な態度があるかのごときイニシヤをとつて、独自の提案をするといふことは、私は決して前

進を意味しないと思う。その点いかがでしょうか。

○岸國務大臣 從來原水爆を持つておる国が実験をやつておるのであります。が、私はたゞに、日本民族がこれに被害をこうむるとか、だからこれに對して日本が日本の立場から反對しているというのじやなしに、全人類のためにこれが及ぼすところの被害を頭に置いて、實際日本人が受けた体験から、これを全人類のためにあの実験禁止の提案をし、また決議が行われておるものであると思ひます。しかるに實際の問題から申しますと、不幸にして届出も通告もなしに行われてゐるのが、まだ遺憾ながら現状であります。そういう現状から見まして、わが代表が少くとも登録をし、国連にはつきりさして、またこれから生ずるところの被害をできるだけ少くし、またこれに對してのあらゆる処置を講ずるような手段をとるといふことを現在の段階において提案することが適當であると考えてやつたわけでありまして、從つて沢田の演説のうちにも、日本民族のその念願は十分に述べられておるのであります。そしてこれが軍縮委員会に付議せられるといふことにつきましては、御承知のように、全会一致でそれに付せられることになっておりまして、軍縮委員会においてさらにこれが審議される、こういうことによつて、國際的の世論が高揚されることによつて、初めて私は禁止の問題が實現する、こういうふうに考へております。今の石橋君の御意見なり御批評もさることではありますけれども、私どもはあくまでも今言つた禁止への目的に

向つての一步前進、こう考へておるわけでありませう。

○石橋(政)委員 私はそのようには思へないわけですが。衆議院においては、これは參議院におきまして、それぞれ二十九、三十一年と再三決議をいたしてゐるわけですが、その内容も、最終の目的は人類の破壊を招来する原水爆の製造及び使用禁止、これなんです。しかしこれがなかなか有効な措置が確立されないで、その間実験禁止に關して國際連合並びに關係各國がすみやかに有効適切な措置をとることを要請する、こういうことであらうと思ふ。結局最終の目的は、原水爆の製造及び使用禁止である。そこまでは一足飛びにいけないから、少くとも現段階においては、核実験の中止という趣旨の決議が、衆議院におきまして満場一致で通過されておる。これに對して當時の鳩山總理も、原水爆の実験禁止に關する國際的措置がすみやかに實現をいたし、この種実験が中止されるに至るやうなことを所信表明として、決議のあとで述べておられる。私はこれとどうもそれとていてゐるやうな気がしてしうが、ないわけなんです。先ほども申し上げたやうに、現に國連の中で実験中止を呼びかけてゐる勢力があるわけなんです。それになぜ日本が同調できないのか。この管理制度といふものが、これなら通るといふものじやないかと思ふ。軍縮委員会にかけられたのも、各提案が全部一括してかけられたのであつて、何もかけられなかったから、この三國提案がそのまま通る可能性があるといふ性格のものでもないと思ふ。どう

ちらにしてもむずかしい。むずかしいならばなおさらのこと、ほんとうに唯一の民族である——ビキニ近くの原住民の人たちも被害者でございませうけれども、広島、長崎、ビキニと三度も被害を受けたのは日本人われわれだけだ。このわれわれが、そういういた管理届出さへしてくれればよいという、間違った印象を与えるやうなことは避けて、とにかくやめてくれ、われわれこりこりしてゐるのだといふことを思ひ、実際に世界に訴へていくといふ態度がなくてはならぬ。そのためには妙な政治的配慮をめぐらすに、どのような勢力が提案しておらうとも、私は核実験の即時中止を訴へてゐる勢力と一体となつて、特に被害を受けた民族としての熱烈な要求を訴へていくことの方がより効果がある、このように考へるのですが、いかがでしょうか。

○岸國務大臣 先ほど来申し上げておる通り、これは石橋君の御意見も私は御意見として傾聴いたしますが、私自身また沢田君が、國連においでであつて提案をしたことは、先ほど来申し上げてゐるやうに、あくまでも実験禁止を今實現しようとしたつて——一部にはそういう提案があることは私も承知いたしておりますが、まだ實現の可能性がない。そうすれば第一段として、こういう登録制の問題を實現して、そのうして管理するといふことから禁止へ向つていくといふことが適當なものであるといふ見地に立つておるわけでありまして、決して、管理すればそれでいいので、禁止しなくてもいいといふなまやさしい考へに立つてゐるわけではないのであります。

は、最終の目的をもちとるために、決して一步前進と言われるやうな性格のものではないと思つております。現にきょうの朝日新聞の天声人語にもいろいろ述べられておりますが、イギリスの原子科学協会の副会長ロードブラット教授、イギリスの人でさへ明確に「クリスマス島では高空から水爆を投下するから安全だといふが、死の灰はいずれ確実に地上に降りてくる」といふやうなことを述べられておる。どのような登録がなされようか、管理が行われようか、結果としてどうなる被害といふものは私は同じだと思ふ。そうすると何らこれは前進、進歩といふやうなものも示すものではない。世界の科学者、日本においては湯川博士以下七人の委員会が嚴重なる抗議を發しておる。これが人体に及ぼす影響、その他各般の専門的な立場から、絶対にやめてくれといふことを叫んでおられる。先ほどから申し上げてゐるやうに、國民の意思、國民の要望、そしてこれをくんだ國會の決議といふものも、とにかく政治的な考慮その他は抜きにして、原水爆の実験はやめてくれといふ聲に貫かれておると思ふ。それをやりやうによつては誤まつて世界に伝えられるやうな方法を、日本がインシアチブをとつて提案をするといふことはどうもなすけません。私はやはりこの点は、國民意思とちがはぬの形——總理が述べておられるやうな決意といふものが實際に國連の舞台になまのま行つて、そしてこういう動きが出てきてゐるというように思へない。やはりあまりにも政治的考慮が払われ過ぎてゐる。悪く言えばスタンド・プレー的なきらいさもある。こういう点は

嚴重に慎しんでもらいたいといふふうに考へております。

○飛島田委員 關連して。岸さんは予算委員会においてわが党の和田さんに對しても、もしアメリカが原子力部隊を日本本土に駐屯を申し出ても断つるつもりだ、こういうふうにお答えになりました。また閣議でも、政府としては承諾を与えない、こういうふうにお決定になったと伺つております。ところがそういうふうにお答えになり、閣議で決定せられたその後において、あなたの上衛隊の簡井幕僚長などがいろいろな談話を發表しておる。これは説話新聞の方に語つた談話であります。自衛隊を全然持たないといふのなら話は別だが、現在自衛隊を持つてゐる以上、それが近代戦に附えられるやうな裝備を持つことが必要だ、従つてアメリカが原子力部隊を日本に駐留させるというのならそれを受け入れてもいいのではないか、こういうふうに語つてゐるという報道があるのであります。政府の最高首脳部たちの決定と、その下で實際に事をなつてゐるやうにとせられる人の態度が、このやうに食い違つてゐる。こういう事態はそう簡単には國民に受け取られていきません。この点について、一體總理大臣としてのあなたは、自衛隊の最高指揮官としてのあなたは、どういふやうにお考へになつてゐるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 その問題はすでに予算委員会等において明確にお答えを申し上げました通り、そういう協議を受けざるならば、私は日本政府としては断

わりするということにすでにお答えしておる通りであります。

○飛鳥田委員 そのお話をよくわかるのですが、そういうお話をあなたがなさっておる口の下から、あなたの指揮下にある方々がこういう放言をなさることを取り締まっていきたい得るのですか。

○岸國務大臣 もちろんこれは政府の方針であり、われわれが明言しておることは責任を持って実現するわけでありまして、各閣僚もまたその下におる官吏も、すべてその方針でいくことは当然であります。

○飛鳥田委員 もう一つ。今お話の原子力部隊の駐屯を断るといふ日本領土ということの中には沖繩を含みますか、含みませんか。

○岸國務大臣 沖繩も——われわれは沖繩については潜在主権を持つておるということをおしえておきます。ただ一切の施政権が御承知のように日本になくしてアメリカにありますので、その関係は他の日本の完全なる領土とは違つた立場にあることも考えなければならぬと思ひます。しかし私は、沖繩へ置くことについてアメリカ側から相談があれば、やはり同じ態度で臨むのが適当であらうと思つております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、沖繩は潜在主権があるだけで、施政権は向うにあるから、相談があれば断るけれども、もし相談なくしてアメリカが独自の立場で原子力部隊を駐屯せしめる場合には、日本政府としては何ごともできないという意味ですか。

○岸國務大臣 私は沖繩の場合は、今申し上げましたように、完全なる日本領土とは違つておりますから、今まで

の関係から申ししても、アメリカのあそこにおけるところの行動等につきましては、われわれに相談もございませぬし、またいろいろわれわれから抗議を申し込んだり協議をする場合におきまして、国内の場合とは違つておるという状況にあります。将来アメリカとの間の関係を調整する場合については、沖繩の問題も重要な問題の一つでありますから、これは今後の情勢ともいろいろ考へていかなければならぬと思ひますけれども、現在の状態では、私はどうもそういう場合に相談がなかつたら、何とも仕方がないのではないか、こう思つております。

○飛鳥田委員 よくわかりました。そのういたしますと、政府としては承諾を与えないという言葉の範囲内には沖繩は入つていない、そうして沖繩についてはアメリカが自由に行動することに、日本は政府は容認できない、こういうふうな何いしたと思ひます。御存じのように、アメリカはアジアにおける戦略的な大きな拠点としてアラスカと沖繩、この二大飛行場を持つておるわけですから、しかもこの沖繩を支持して参りますために、日本の各飛行場があり、また朝鮮その他もある、こういうふうな私には考へるのであります。また、沖繩島はこの日本列島の中のアメリカの基地としては、一番の目であり、その目の下に原子力部隊を持つてこられるということになりますならば、その支えとして存在し、あるいはこれと組をなして存在価値を持つておる日本領土内の航空基地もまた、当然その様相を帯びてくることは必然であります。一番重要なポイントをはかつて

おいて、何らかの手を打たないで、日本領土、いわゆる足の方だけの領土にについては承諾を与えないということでは、国民の不安は消し去ることは不可能であらう、こう私には考へざるを得ないのであります。試みに思い出していただきたいと思ひます。たしか昨年の夏ごろであつたと思ひますが、新聞に小さくではありましたが、マリアナ諸島のグアム島にアメリカは原子力爆弾の貯蔵庫を完成した、こう出ております。これはアメリカの領土でありますから当然さもありなと思ひますが、しかしこれはアメリカの領土だからといって笑い捨てられませんか。今飛行機に乗つてグアムから沖繩に向つて飛びますならば、おそらく一時間、普通ならば一時間半で到着をいたします。一時間半の距離に原子力爆弾が貯蔵されておるわけでありまして、ここから沖繩まで持つてきて、沖繩から中国なりシベリアなりを撃つということは易々たるものでありましょう。現実には沖繩にすてに原爆搭載機が到着したとしておきますことも、これは何人も争はないところであります。こういう状況の中で沖繩の地位を考へてみますと、沖繩については日本政府はお手上げた、これに対する原子力爆弾の持ち込みも原子力部隊の駐屯も日本政府は断れない、こういうふうなことは一体どうなるのか、これは真剣に考へていただかなければなりません。今すぐこの問題についてあなたにどうのこのうのというお答えをお願いしてもこれは無理でしょう。しかしこの点については将来十分に考へていただけるかどうか、そのお覚悟だけ伺つて

いただきたいと思います。僕は関連質問ですからこれでやめます。

○岸國務大臣 今も申し上げましたように、もし私は相談があれば、協議があれば、沖繩においても私は断つておる、しかし今の沖繩の今日までのいろいろな経緯にかんがみ、また現在条約上の沖繩の地位を考へますと、アメリカが日本内地に持ち込む場合には必ず相談をするということに責任を持つて國務省等も言つておりますが、それにはやはり入らないのではないかと申すのであります。しかしこういう問題はずべて日米関係のいろいろな問題と同様に十分に協議し、将来の両国間の関係を調整すべき重要な問題の一つであるということは私も考へております。

○石橋(政)委員 それでは續いて質問いたしますが、やはりこの沢田代表が提案をいたしましたときに、通常兵器と核兵器の不可分なるゆゑを強調いたしましたのでありますが、この点はどうも日本の憲法というものを意識して発言されておるとは思えないのでございませうけれども、政府の正式の見解というふうにとつていふものかどうか、もしそういうことになりましたと、逆に今度はアメリカの方で通常兵器と核兵器とを分けるということ自体おかしいのではないかというような理論をたててくるというふうなことがないとも限らない。そういう場合に、日本といふことには、理論的な根拠を失うようなことになるおそれもあるかと思ひますので、やはり口頭で、持ち込んだときにはお断りするのだということになしに、行政協定を改訂してその中

に明確に入れておくとか、あるいは交換公文を取りかわすとか、共同声明を發するとか、そういうふうなものと具體的にがつちりしたもので拒否の態度を明確にしていただいた方がいいじゃないか、このように思つたわけでありまして、なぜそこまで突つ込んで協定をなさろうとしないのか、そのところをあらわして御答弁いただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 この問題に關しましては、アメリカの従來の態度も、また國務省及び責任のある國防省の發表も従來もそうであつたが、今後においてもそういうことは必ず日本國政府と相談をしてやるんだということを聲明をいたしておりました、私は日米間においては従來も守られてきておるのであるから、従つて將來もそういう問題については十分守られるものであるという信頼に立つておるわけでありまして、従つて今直ちに交換公文あるいは行政協定の中へ入れるということは現在のところは考へておりません。

○石橋(政)委員 現に最近の新聞報道などによれば、日本はどうも誤解しておるようだ。防衛のために核兵器が必要だというふうなことに、今後とも啓蒙していかねければならぬというふうなことを、いかにも日本の言いが間違つておるんだというふうなことを新聞あたりで見えておるわけなんです。現に沢田代表も國連において通常兵器と核兵器とは不可分なりというふうなことを前提にこの提案をなしたというふうになりますと、これを逆手にとられるというふうなきらいもありまゝす。私は國際間のそういう紳士協約というものを信頼しないというのじゃ

ないけれども、国民に安心感を与えることが政治であるならば、それをまず第一に考えて、もう少し突っ込んで協定をするところまでいかれた方がいいんじゃないか、このように考えるわけです。最初の通常兵器と核兵器は不可分なりとお考えになっておられるのかどうかということとあわせて、再度御答弁を願いたいと思います。

○岸田外相 石橋君の御質問の核兵器と通常兵器の区別がないというのはどういふような点であるか、私ちよつと御質問の要旨がよくわからないので

○石橋(政)委員 国際週報に出ておる内容なんです、わが沢田代表は通常兵器と核兵器の不可分なるゆえんを強調し、いかなる軍縮計画もこの二種類の兵器を対象とすべきことを述べ、云々と書いてあるのです。私も少しも日本の憲法のもとにおいて、これは明確に区分されるべきである、このように考えている。核兵器というものは現行の憲法のもとではあくまで持てないと考えておる。しかし兵器そのものについては明確にこれを分けることはできないという考えも持っているわけなんです。だから日本政府がそういう見解を持っておれば、今後われわれが質問する上においてもその前提に立つて伺おうと思うので、その点についてお尋ねしているわけです。

○澤田外相 沢田君がそれを主張したのは、おそらく制限するという場合に、通常兵器だけを制限するという軍縮会議では意味をなさないので、核兵器も両方あわせて制限しなければならぬものだ、関連しているのだという意思で言うたのだらうと思います、今の

お説みになったところを見ますと……しかししばしばここで議論がなっておるうちに、日本の防衛隊においては核兵器は持たない、原水爆や原子弾頭をつけたものは持たないということは一貫して答弁しておる通りでありまして、たとえ理論として普通兵器と核兵器とは関連があるとかんとかいふこと、日本において持つか持たないかということは、私はおのずから分けて考えてよろしいと思います。○石橋(政)委員 時間がありませんので、それではあと二つ具体的な点について簡潔に質問いたしたいと思いま

す。一つは今度岸田総理が外務大臣を兼任されるということになったわけでありますが、この点で今後ともずっとこのような形を続けられるつもりかどうか、現に最近では雑誌あたりでも、岸田総理の考えを集約して、空飛ぶ外相というようにいわれておる。今後の外交はほとんどこちらから出向いて一つ向うのよその国の首相あたりともひざを交えて話し合うというように、これが基本にならなければならぬ、ということをおっしゃるわけなので、い

るような人をお願いして、経済外交を推進していくのに必要な経済懇談会及び文化外交を推進していくのに必要な文化懇談会というふうなものを委嘱しまして、これら意見を十分に聞いて、そうしてこれを推進していきたいと考えております。事務次官補の問題につきましては、一般行政機構改革の問題の一つとして目下研究中でありまして、まだ結論は持っておりません。○受田委員 時間が迫っておりますから、私は質問の大半を省略して、一、二点だけお尋ね申し上げたいと思います。ただいまの岸さんの御答弁で、外務大臣をしばらく兼ねていかれるということでありまして、これは国家行政組織法の第五條のただし書きの中に認められておる規定ではございますが、しかし原則は、内閣総理大臣は各省の大臣を指揮監督せられる立場にあるのでありますから、今その人材に事を欠くというわけでもないという意味からは、あなたの信念を十分体した外務大臣が当然得られていいと思

うのでございますが、これについて、できるだけのすみやかな機会に、うお気持はいいか、それが第一と、それから若き総理として内閣掌理の任につかれたのであります。昨日もごあいさつの通り、アメリカにおいてに

つまで今の兼任の形を続けられる考えであるかどうか、もし適当な時期に専任外相を設けるとすれば、どういふような基準で選びたいと考えておられるかというのが第一点。第二点は、日本の外交で一番大切なのは、今後経済外交と文化外交だということをししばしば言っておられるようにござい

れも私たちがいたしまして一応同様の意を表したいわけにござい

る。これはアメリカだけを重点にする外交の印象を受けるので、あなたの提唱される経済外交の観点からい

でございまして、御見解いかがでございましょうか。○岸田外相 専任外相問題につきましては、今制度としてはやはり専任を置くというのが私は建前だと思

友好関係を増進する上からも必要である、幸いに御指摘のように、健康でありますから、やりたいという意思を申ししたわけであります。

○受田委員 どうしどし非常な勢いをもって世界各國を歴訪されんとする御意思を表明された、頗るしい一点を伺ったわけであります。私その意味から、総理がごんごん世界各國を歩き回られるということになると、また國務の滞滞を来たすおそれがある、従ってそこに専任外相をして適宜あなたの意思を代行せしめるところの機關が要ると思ふのです。しかも内閣法の第九條には、もしあなたに事故があつたときにあらかじめ指定する國務大臣が要ることになつてゐる。第十條には、普通の國務大臣が欠けたときはあらかじめ指定ということはないので、それはその場合に臨時に職務を代行することゝすることがあつて、あらかじめ指定することゝは第九條に、特に内閣総理大臣の場合に限つて、臨時の内閣総理大臣の職務代行者が要するところがここに書いてあるのですから、あらかじめ指定という言葉を特に強く考へるならば、第十條と比較して、当然あなたに事故が起る場合——そういうふうに飛行機で飛ばれるという墜落するかわからない、そういう場合にあらかじめ指定する國務大臣がいなかつたとしたならば、第九條にあらかじめがなかつたら、その場合にだれがあなたの職務を代行されるか。御全快するまで代行者が要するといふことが起るわけですが、そういう場合の御用意はいかがですか。

○岸國務大臣 総理が事故あるときにこれを代行する者をあらかじめきめて

おくといふ今御指摘の九條は、俗に副総理と稱しておるものであります。これを置くか置かないかという問題につきましては、石橋内閣におきましては一応當分置かない、そこで総理が病氣になつたとき、私が臨時代理となつたことも御承知の通りでございます。必ずあらかじめ指定しておかなければならぬものでもございせんが、しかし國務をそれがために滞滞させるといふことは絶対に——私がもしも飛んでいつて落ちる落ちないかわからず、代行する者を置かなければならぬと思ひます。これらの問題につきましては、あらかじめそういう者を指定するかどうかということにつきまして、私としては今考慮中でございます。

○受田委員 いま一つ、大臣は純粋な外交官育ちでない、この点に一般が好感を持たれてゐる向きもあるわけですね。しかし外務省は、今回外務省設置法の一部改正案で見られてもわかる通り、大使、公使が合せて現在五十六名もおるといふ、認証官の数が驚くほど多いわけですね。さらには伝統的な外務省の役人くさみがあつて、外務省独自の山脈を作つてゐるという批判が強くされてゐるわけですね。それにつきましても、これはこの法律に直接關係する問題でありますから、お尋ね申し上げたいのであります。大使、公使をたくさん作る基準というものが少し粗雑ではないか、先方が言うてきたから、こちらもそれになびくという工合に、公使でいいと思はれるところを大使にしておるとか、あるいは大使で適當と思はれるものが公使にされてゐるとか、この大使館、公使館の一覽表をすつ

と拝見しましても、それを痛切に感ずるのでございますが、大使設置の基準と、そしてあまりにも多数の大使を外務省がたくさん独占してゐるというところに非常なセクト主義的なものが見られるので、大公使に民間人あるいは政治家その他適切な人をどしどし採用して、民間外交を推進させるとか、あるいは従来のくさみある外交陣容を一新するとかいふ御決意があるかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○岸國務大臣 大使の数は今御指摘のようによつて非常に多くなつてゐる。またそのうちでも特に大使を置くという希望が最近非常に強いのです。それは今の國際的の關係から申しますと、大使を交換し合うというのが、今の國際間の一種の風をなしてゐるように見えるのです。従つて相手国から必ず大使を交換しようという強い希望が出てゐる。非常に多いのです。われわれの方としましては、わが国との關係が濃いかどうかというところも標準にし、相手方の非常に強いという要望があり、またそのために友好關係を進める上からの經濟關係、文化關係を進める上からいふと、大使交換という向うの希望をやはり無視せず置いてやつた方がいいといふところには、大使を置くといふふうな考へてゐるのであります。必ず機械的な標準があるわけでもございせん。いろいろ小さい国であつても、實際大使と公使と分れておると、そこそ大使を交換してゐる国の人、大使としてその政府の首腦者やあるいは元首に会うことも非常に容易であるが、公使といふ資格を持つておるとなかなかその順位が来ないといふ

ような扱いも現在國際間にあるようであります。従つていろいろの点を考慮して大使といふものの数が戦前に比して非常にふえております。従つてこれに任命すべき人も必ずしも私は外務省のキャリアを経ておる人だけに限るつもりはございせん。広く人材を用ひたいと思ひますが、そうかといつて今御指摘のようによつて私は——外務大臣が外務省のひいきをするわけではありまけんけれども、世間で考へてゐるやうに外務省が非常なセクト主義であるといふやうな印象も、実は最近の外務省の状況はそうでなくなりつた。なななと考へてゐる。これは議員諸君もしばしば外国に行かれるやうなことが多いため、在外公使館等の様子もよく御承知だと思ひますが、そういう氣風も漸次解消しつゝあります。ただ政治家を用ひたいといふやうなことが、これも私は非常に賛成であります。が、政治家といつても国会に席を持つてゐる人は、在外公使館は常駐してゐなければならぬので、それと相いれないものでありますから非常にむづかしいのです。ただかつて政治に關係があり、また政治の経験があつた人も広く考へるという意味においては、民間から責任者を選ぶ場合においては、私は必ずしも財界人とかあるいは言論人とか、あるいはかつて政治家であつたかいかといふことはとらわれずに、適任者があればやはり大公使に任用して、私の言つてゐる經濟外交なりあるいは文化外交といふものを、その国によつて特に重点を置くところに力を入れてやつていくやうな人事をやりたい、こう思つております。

○受田委員 これで質問を終ります、御多忙ですから早くお帰下さい。

外務公務員法という法律があります。これは全く外務省の職員だけを別格官制社のような存在にたらしめる法律なんです。この法律の中に外務職員に關する規定が書いてある。その選用のところをただ一つ例外が認められてゐる。それは「組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従ひ用ゐる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、總領事、領事」等の名称を用ゐることができることになつてゐる。これは外交上の慣例、つまり對外折衝などする便宜上置かれたもので、例外規定なんです。それが外務省の省令の方でほとんど大つぱらに横行してゐるやうな危險もある。あわせて外務省の職員を採用する外交官、領事官試験の試験委員を見ますと、これはあなたの方御承知の通り、最近における外交官、領事官試験委員は、一般知識から憲法、近世外交史、國際司法といふやうな、おおよそこれは普通の大学の先生とかあるいは特に私立大学の先生まで含めて、一般に広く人材を求めて學識経験を有する人から委員として選ぶべきであると思ふにもかかわらず、ほとんど外務省の書記官であるとか、あるいは課長とかずらりと外務省一本やりで、ここに外務省の特別の山脈が見えるんじゃないか。司法官の試験を見て下さい。私立大学の教授で適切な人もほとんど入つてゐる。従つて人材が広く採用されてゐる。果せるかな合格者を見るとほとんど東大一本やり。あなたは今、最近そういうくさみはなくなつた、なりつたといふお言葉が

あったのですが、事実外務省には独特の空気がみなぎっているというのには、つい数日前にあなたの方の植原長老が御指摘された通りだと私も思うのです。この点外交官、領事官試験にずらりと外務省の役人だけを並べているこの片寄った考え方はどこに原因があるか。その結果あなたの方の考えておられるような広い意味の外交政策推進というところが欠けて、外国語の達者な者や要領のいい者ばかりが外交をやっていくので、そこで外交がおそろしい反動外交に将来なっていく、また思まわしい戦いに発展するおそれもあるという心配もなきにしもあらずと私は思うのです。そういう点について一つあなたの立場から御答弁願いたい。

○岸国務大臣 私に聞いておるところによると、この試験官の半数くらいは大学の教授が入っておるといってありますが、ただ広く私立大学の教授もちゃんと網羅しておるところまではいつてないようであります。それも適任者があれば、公立と私立とを問わず、その方面の教授も入れたらいいと思います。決して外交官や領事官試験を外務省の役人だけで独占してやっているということじゃないと私は承知しておりますが、もしもそういうふうでなかったならば、それは相当数の一般大学の教授等も入れるべきものであると思いますので、改めますが、私の聞いておるところでは御心配のような点はないように聞いております。

○受田委員 これはどなたがおそばで何しておるか知りませんが、最近の二十九年、三十年、三十一年の試験の委員を見ますと、わずかに三十一年に憲法で東北大学の先生が一人で、三十

年には憲法は条約三課長の佐藤さんがやっておる。あるいは三十年には全然他省の人もおらなければ大学の先生もおりません。全部外務省の役人が独占しておられる。二十九年には、経済学では外務省の経済局長の永井さんがやっておられるというように、他の大学の先生がやられてもいような専門的な科目まで、外務省の中からこれを引っばってきておる。この私の論議に反駁できる資料があれば一つお示し願いたい。

○岸国務大臣 専門の方から答えさせていただきます。

○受田委員 大臣お急ぎでしようから、私は大臣の御答弁が終ったあとでそれは聞くことにしますが、大臣あなたに一つぜひお考え願いたいことは、今後の委員会の運営に関することです。この委員会は防衛庁の所管もあるし、あるいは外交的ないろいろな問題もあるもので、大臣は非常に熱心に出席なさるお方であるとお聞いておるし、しばしばおひまを見つけてこへ御足労いただいて、議員の質問に答えることのお約束ができるかどうかをお確かめして、大臣にお帰りを願いたいと思います。

○岸国務大臣 できるだけ私は勉強するつもりでありますから、御要求があれば、それぞれの機関を通して、できるだけ出ます。

○飛田委員 もう時間もないようですから一つだけ伺います。今度の外務省の設置法改正の中で、欧米局をアメリカ局と欧亜局にお分けになるようですが、今出ておられますのをいっそのこと、ヨーロッパと他には中近東とアフリカを一緒にした欧亜局という形ではないに、これを二つに分けてヨーロッパ局とA局とでも申しますか、そういう局に分けてしまおう方が御便利じゃないか、今後国連の中でどうしても日本はAグループと相当緊密に、あるいはこれと一体をなして行動していかねばならない状況になると私は考えます。これはあなたの今までのいろいろなお述べになりました所信の中にも現われております。もしそうだとすれば、ヨーロッパ局とA局とアメリカ局、こういう三局にお分けになることの方が事態に即しており、しかも事務の点からいっても適切じゃないか、私はこういうふうに考えるのであります。いかがでしょうか。

○岸国務大臣 この機構の問題につきましては従来からの研究もありましたし、私自身も研究をいたしたのでありますが、現在欧米局とアジア局になっておるわけでありまして、やはりアジアの問題はアジアの問題として非常に重要で緊切なものがたくさんございまして、それからアメリカ、これはアメリカで一つのものとしてまとめるが、ヨーロッパとアフリカ及び中近東の問題は、今お話になるような点もございまして、同時に、ヨーロッパとの関係も非常に密接でありまして、これを今分けることは適当でない、こう考えまして、現在のところではアメリカ局と欧亜局とアジア局、こういうことが適当であるという結論に達したわけでありまして、

○相川委員長 他に質疑もないようでありますので、これにて質疑は終了いたします。

本法律案についての討論採決は、次会にこれを行います。

次会は明三月一日午前十時より開会することにし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

内閣委員会議録第八号中正誤

頁 段 行		誤	正
三	一	調査を「雇	調査を「雇
一	三	用審議会の権限に属せ	用審議会の権限に属せ
五		の規定によりそ	の規定によりそ
		に改める。	に改める。

昭和三十三年三月二日印刷

昭和三十三年三月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局